

中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込 公募要綱

1. 激甚災害名	令和6年能登半島地震
2. 公募推薦総枠	10 億円
3. 公募期間	令和 6年 6月 10日(月)から令和 6年 9月30日(月)まで (公募期間については、状況に応じて変更する場合があります。)
4. 融資推薦対象者	(公社)福岡県トラック協会(以下「福ト協」という。)に加入しており、令和6年1月11日にて激甚災害に指定された上記災害による被災で、下記(1)又は(2)のいずれかに該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限ります。) (1) 上記の災害により、事務所もしくは主要な事業資産について、全壊・半壊その他これらに準ずる被害を受けた者。 (2) 上記の災害により、運送収入又は輸送トン数について「被災後2ヶ月の実績」又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ20%以上の減少が見込まれる者。
5. 融資推薦対象資金	激甚災害を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建又は正常な操業維持に必要な設備資金及び運転資金 (1) 設備資金 (対象となる設備) 物流施設、福利厚生施設の整備、車両・荷役機械の購入及びその他これらに準ずるもの。 (2) 運転資金
6. 融資推薦条件	(1) 融資限度 個別企業体・共同体とも5千万円(「地方ト協」の限度額とは別枠します。) (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)によります。 (3) 償還期間 10年以内 ※ただし、設備資金で融資対象物件の法定耐用年数が10年を下回る場合は法定耐用年数以内(車両購入資金は5年以内) (4) 据置期間 1年以内 (5) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによります。
7. 利子補給率	個別企業体・共同体とも 年0.5%
8. 県ト協への申込書類到着期限	第1回: 令和 6年 7月19日(金) 第2回: 令和 6年 8月20日(火) 第3回: 令和 6年 9月17日(火)
9. 融資推薦適否決定通知予定日	第1回: 令和 6年 8月15日(木) 第2回: 令和 6年 9月13日(金) 第3回: 令和 6年10月15日(火)
10. 取扱金融機関	商工中金 福岡支店・北九州支店・久留米支店並びに商工中金の代理店である信用組合の本・支店
11. 申込方法・申込先	所定の申込書により、県ト協への申込書類到着期限までに、(公社)福岡県トラック協会 経理課宛へ持参もしくは郵送にて申込んで下さい。 (申込必要書類は「全ト協」のホームページからダウンロードしてご利用下さい。) 申込書類リンク先: <a href="https://jta.or.jp/member/shien/r06yushi_gekijin.html">https://jta.or.jp/member/shien/r06yushi_gekijin.html</a> 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8 (公社)福岡県トラック協会 経理課 TEL: 092-451-7844 FAX: 092-472-6439
12. 推薦通知書の有効期限	令和 7年 3月末日
13. 申込必要書類	○上記リンク先(全ト協ホームページ)より、様式をダウンロードして申込んでください。 (1) 融資推薦申込書(様式1号) (2) 企業要項(様式2号の1又は様式2号の2) (3) 事業計画書(様式3号の1又は様式3号の2) (4) 承諾書(激甚災害融資)(様式4号) (5) 【車両の場合】見積書 ※「り災・被災証明書」「被災車両の自動車税・自動車重量税に関する還付申請書」等を添付(公的証明がない場合には、事業計画書に記載した内容が分かる写真等の資料の添付でも可) (6) 【車両以外の設備資金の場合】工事請負契約書又は注文書・注文請書(見積書可) (7) 【運転資金の場合】激甚災害等に係る被害状況報告書(様式6号) ※提出された書類は返却されないため、取扱金融機関宛の提出書類は別途用意してください。

14. 商工中金宛借入申込	<p>(1) 融資推薦決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写しを添えて、商工中金等へ借入申込を行ってください。</p> <p>(2) 決算関係書類等、審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により、提出してください。</p>
15. 設備完成報告書等 (設備資金の場合)	<p>(1) 設備完成(購入)後、速やかに設備完成報告書(様式18号)を提出してください。</p> <p>(2) 設備完成(購入)報告がない場合は、利子補給を行えません。</p> <p>(3) 報告時の添付書類(すべて写しで可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 車両等に対する被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車検証(所有権移転完了のもの)</li> </ul> </li> <li>② 土地・建物等に対する被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書</li> <li>・ 請求書</li> <li>・ 納品書、検収書等</li> <li>・ 写真</li> </ul> </li> <li>①②共通 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資額全額の領収証</li> <li>・ つなぎ融資がある場合、その確認書類(融資計算書及び返済計算書)</li> </ul> </li> </ul>
16. 申込者の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>推薦決定通知書は、融資の決定ではありません。</b></li> <li>・ 推薦決定後、計画の変更(投資額の変更、延期、中止等)が生じた場合は所定の手続きが必要となるので、福岡県トラック協会宛に申し出て下さい。</li> <li>・ この要綱に定めのない事項は「全ト協」の近代化基金運営要領及び中央近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによります。</li> </ul>
17. 対象となる激甚災害	政令第250号に定められた激甚災害「令和6年能登半島地震」
18. その他	<p>融資に関するお問い合わせ先  (公社)福岡県トラック協会 経理課 担当：松尾 (Eメール：<a href="mailto:matsuo@heartv.or.jp">matsuo@heartv.or.jp</a>)  TEL：092-451-7844 FAX：092-472-6439</p>